横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第2697号)

令和3年12月22日

横情審答申第2697号 令和3年12月22日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和2年1月23日教北指第498号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「体罰に関する報告書(横浜市立特定小学校 特定年月日及び特定日発 生分)」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「体罰に関する報告書(横浜市立特定小学校 特定年月日及び特定日発生分)」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)が令和元年10月4日付で行った「体罰に関する報告書(横浜市立特定小学校 特定年月日及び特定日発生分)」(以下「本件保有個人情報」という。)の個人情報一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月 横浜市条例第6号。以下「条例」という。)第22条第3号に該当するため一部を非開 示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 生年月日及び年齢について

本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより他の情報と照合することで、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるか、 又は特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、同号に基づき、該当する部分を非開示とした。

(2) 個人の発言の内容・記録及び発言の内容が推測できる記載について

本人開示請求者以外の個人の情報であって、開示することにより本人開示請求者 以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、同号に基づき、該当する 部分を非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 実施機関が一部開示とした当該文書の内容は、本人に係る内容で、非開示とする

と、本人が教諭に暴力を受けた事実関係並びに経過を正確に把握できなくするものである。

- (2) 個人情報開示請求を行ったが、開示内容では、正確な事実関係を把握できないものであること、事実関係の詳細な把握は、本人の人権に関わる重要な内容であるため、全部開示が必要と考える。
- (3) 個人情報開示請求で確認した、体罰に関する報告書は、事実と違う内容があるだけでなく、保護者に確認もなく、体罰と思われる内容を2点だけにし、学校や北部学校教育事務所が調査した内容も必要な部分は省略されるなど、不十分な内容であった。
- (4) 請求人は本人の保護者である法定代理人であり、本人と同等の権利を有するため、 一部開示とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。

5 審査会の判断

(1) 体罰と思われる事案が発生した場合に係る事務について

横浜市では、市立学校における体罰の未然防止に取り組むとともに、体罰が起きた場合の徹底した実態把握と早期対応、再発防止に向けた対策等の取組強化を図っている。

学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、校長は、横浜市立学校の管理運営に関する規則(昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号)第32条に基づき「体罰に関する報告書」を作成し、小学校、中学校及び義務教育学校の場合には方面別の学校教育事務所指導主事室に、高等学校の場合には学校教育企画部高校教育課に提出することで報告する。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が、横浜市立特定小学校の特定学年特定組において、担任であったA教諭から体罰を受けたとされる事案(以下「本件事案」という。)について、横浜市立特定小学校のB校長が体罰の実態把握のために調査し、作成した体罰に関する報告書で、北部学校教育事務所指導主事室に提出し、報告したものである。

本件保有個人情報には、本件事案の概要、審査請求人及びA教諭の情報、発生の 経過及び状況、関係者からの事情聴取、A教諭に関すること、B校長に関する事項 並びに事実経過が記載されている。

実施機関は、A教諭の生年月日及び年齢(以下「非開示部分1」という。)並び

に特定学年特定組の保護者からの聞き取り結果の一部(以下「非開示部分2」という。)を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

- (3) 条例第22条第3号の該当性について
 - ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該 公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定 する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

- イ 非開示部分1は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。また、非開示部分1は、公務員である個人に関する情報であるが、生年月日及び年齢は、公務員等の職務の遂行と直接関係のない情報であるため本号ただし書ウには該当せず、また本号ただし書ア及びイにも該当しない。
- ウ 当審査会が非開示部分2を見分したところ、複数の保護者への聞き取り調査の 結果、得られなかった情報が記載されており、特定の保護者の発言内容が個別具 体的に明らかになるものではなかった。

実施機関は、非開示部分2を開示すると、保護者の権利利益を害するおそれが あると主張しているが、非開示部分2からは特定の保護者の発言内容が個別具体 的に明らかになるわけではないため、保護者の権利利益を害するとはいえない。

よって、非開示部分2は、本号本文に該当しない。

- (4) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。
- (5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件本人開示請求に対し、別表に示す部分を非開示と

した決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定 は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 髙橋良、委員 西川佳代

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

頁	項目	該当箇所	
1	概要 (発生の状況)	7行目	36 文字目から 44 文字目まで
2	1 発生の経過及び状況	26 行目	11 文字目から 19 文字目まで
5	4 学校長に関する事項	4行目	6 文字目から 14 文字目まで

[※]句読点は、それぞれ1文字と数えるものとする。

《参考》

審査会の経過

年 月 日	審査の経過
令和2年1月23日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和2年2月20日 (第256回第三部会) 令和2年2月25日 (第336回第一部会) 令和2年2月28日 (第375回第二部会)	・諮問の報告
令和2年3月4日	・実施機関から反論書の写しを受理 ・審査請求人から意見書を受理
令和3年3月10日 (第394回第二部会)	• 審議
令和3年3月24日 (第395回第二部会)	• 審議
令和3年4月14日 (第396回第二部会)	• 審議
令和3年10月27日 (第407回第二部会)	• 審議